

## 平成25年 むつ都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方

意見者	意見番号	意見の要旨	市の考え方	対応方針 (原案への反映)
A	1	変更素案決定まで時間が短すぎる気がします。	本都市計画変更については、市としてむつ警察署新庁舎や市役所本庁舎の防災機能の向上を考慮すると、新たな接続幹線道路の構築が早急に必要と考えていますので、今年度内での設計着手を踏まえ、6月下旬の都市計画決定を目指して、スケジュールを進めています。	変更なし
	2	机上論だけでは市民にとって便利な道づくりにはならないと思います。どこへつながりどの程度混雑が解消されるのか今回の説明では分からない。	変更する都市計画道路の接続先は素案説明の中で説明しています。本素案は市役所本庁舎の防災機能の向上と、むつ市都市計画マスタープランにおける商業・行政業務エリアとして当該地区の都市の将来像を構築するための変更素案です。混雑の解消を目的とした道路の整備を目指してはいたしませんので、どのくらいの混雑が解消されるかについての提示はできません。なお、今回の都市計画変更が決定し、その後都市計画事業へと着手し詳細設計を行った段階では、さらに都市計画変更を要する場合があります。	変更なし
	3	鉄柱が都市計画道路に立てていること事体、理解できない。市側が知らなかったのはおかしい話。	都市計画決定の段階では、鉄柱が立地することには制限がかかりません。	変更なし
	4	今回の説明会は、素案ありきと強く感じました。疑問点に関してはしっかりと説明をし、住民が不便を感じるのであれば、手直しをしてほしい。	周辺住民からの意見については、都市計画変更案の作成のための参考としていますが、頂いたご意見については、案と共にむつ市都市計画審議会に諮問することとなります。	変更なし

## 平成25年 むつ都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方

意見者	意見番号	意見の要旨	市の考え方	対応方針 (原案への反映)
B	1	素案説明内容では、当初計画ルートを変える理由が説明不足の感が否めない。	<p>都市計画道路は都市の骨格をなすものであり、土地利用の誘導といった市街地形成機能を持ち合わせています。</p> <p>都市計画道路の位置が変更する当該箇所は、むつ市都市計画マスタープランにおいて、「商業・行政業務エリア」として位置づけられており、昨年の11月22日に第一種低層住居専用地域であった箇所が、第二種住居地域へと変更となったばかりです。</p> <p>このようなことから、市役所南側におけるこれからの市街地形成を考慮した時、広大な未利用地のおおむねの中間の位置に都市計画道路を配置することにより、これからの開発行為にあたって、街区における骨格道路とした位置づけになると考えています。</p> <p>また、国道338号むつバイパスと3・4・6号大曲中央線の交差点からの交差点間距離をできるだけ長く確保することにより交通の円滑化を図りたいと考えているためであり、また、旭町方面に向かう市道と3・4・6号大曲中央線、および横迎町中央2号線との交差点改良も検討しており、東北電力の変電所との位置関係から、変更後の位置とし、さらに、むつ市都市計画マスタープランにおいては長期間未着手である都市計画道路の見直しと効率的な整備をすることとされていることも併せて考慮し、素案としています。</p>	変更なし
	2	基本設計に役立てる予備調査を実施していると思うが、実施設計、詳細設計に反映すべく現地調査、地盤の状況や費用対効果などを整理してルートの必要性を説明してほしい。	都市計画事業とせずに単に道路事業とするのであれば、各調査によりルートを決めることになると思いますが、本路線は都市計画道路であり、変更理由は上記のとおりとなります。	変更なし
	3	ルート選定作業に関して、送電線の鉄塔が支障となり迂回せざるをえないという話を素案説明会で市がしています。支障移転経費は1億円以上かかるということ。予算ありきで行くとすれば費用対効果を中心に据える、ルートを曲げたくないという思いが先行するとすれば、当初案は断行すべきだろう。市としては予算確保に何か課題を抱えているのか市の考えを伺いたい。	未利用地のおおむねの中間位置に都市計画道路を設定し、3・4・6号大曲中央線への終点へ向かう際に、既存都市計画道路からの変化点を考慮した時、鉄塔は都市計画道路変更素案作成においてポイントになりました。予算確保については、素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	4	起点側の交差点について、交差点内の流れは検討されると考えますが、車両の進路変更に係わる規制表示や安全地帯を設置してほしい。また、金谷ニュータウンへの出入口が交差点内に近くなることから、予告信号機の設置を検討したらどうかと意見したい。	警察と協議し、交差点設計をすることとなります。	変更なし

## 平成25年 むつ都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方

意見者	意見番号	意見の要旨	市の考え方	対応方針 (原案への反映)
B	5	終点側の交差点に信号機を設置すると車が並ぶため、円滑な交通誘導に効果的か疑問が湧く。歩道幅を少し縮小した交通誘導車線の検討をするよう意見したい。	警察、下北地域県民局地域整備部と協議し、交差点設計をすることとなります。	変更なし
	6	市役所本庁舎は行政と防災拠点であるから、本庁舎に連絡する道路網構想を示すべき。	市役所本庁舎の防災機能の向上のために都市計画道路の整備を目指していますので、もちろん本庁舎と連絡する道路の整備を併せて進めていくこととしています。	変更なし
	7	都市計画道路の建設に伴って、用途地域の第二種住居地域からさらなる格上げをする動きがあるのか確認したい。	素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	8	横迎町大平町線の廃止区間において、国道338号線と国道338号線むつバイパスを連絡する道路構想を期待したい。	素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	9	市役所本庁舎とむつ警察署新庁舎との出入り口の混雑が想定されるので、現在封鎖されている国道338号むつバイパス側の市役所側からの出入り口ゲートを解放したらどうか	素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	10	災害時の市職員の身の安全を確保するために、職員駐車スペースに、避難場所として3階建ての建物を建てたらどうか、市の考えを伺いたい。	素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	11	都市計画道路の完成後には人口の増加が考えられる。むつ市都市計画マスタープランでの「むつ中央下北地域」として、沿線の自治会と対話は企画するのか確認したい。	素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	12	現況のルートでは水道や下水道以外のライフライン事業者に対しては、占用の許可はしていないようだ。新たなルートが通れば住宅や商店などの建設ラッシュになることは明白。モデルロードにするのであれば地下埋設による占用を選択したい。市の考えを伺いたい。	電線地中化によるモデルロードとしての整備は考えていません。	変更なし

## 平成25年 むつ都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方

意見者	意見番号	意見の要旨	市の考え方	対応方針 (原案への反映)
B	13	街路樹により交通標識が良く見えないので、街路樹はどうしても必要か、また、道路照明灯と交通標識を一体化してはどうか	むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例により、本都市計画道路には植樹帯が設けられることとなります。また都市計画道路の性質上、都市の景観を形成する機能、延焼対策、車道から周辺環境への配慮としての役割があるため、街路樹を設置して行くこととしています。交通標識の取り扱いについては、警察との協議が必要となります。	変更なし
	14	山側からの風の吹き下ろしのため、雪の吹き溜まりができると考えられるので、防雪柵を設置したらどうか	市街地における都市計画道路沿道での土地利用にあたって、支障物件になると考えられる防雪柵の設置は考えていません。	変更なし
	15	冬期間の除雪を考慮すると、歩道と車道は段差を設けずに、ラインを引くだけで構わないような考えを持っている。	歩行者のための安全な歩行空間の確保をするため、当該規模の道路整備においては、歩道整備により歩車道分離は当然行います。	変更なし
	16	融雪溝の導入を検討できないか	横迎町中央2号線の計画幅員は20mです。都市計画道路幅員を構成する路肩幅員、歩道幅員の規模から、冬季における除雪の堆雪幅としての役割をなすと考えています。そのため、融雪溝の導入は考えていません。	変更なし
	17	雨水排水対策として、田名部川への暗きょ水路や雨水管路の設置をしてほしい。	都市計画道路整備に伴う雨水排水対策は事業の中で検討していくこととなります。	変更なし
C	1	住民には、都市計画道路を考慮し、人生設計を行っている者もいます。県内で都市計画道路の変更をおこなった事例を教えてください。	閲覧図書には、市の都市計画道路の変更の計画決定経緯が添付されていますが、事例の提示については、素案に関する意見ではないので、説明は割愛します。	変更なし
	2	位置の変更については、市の説明内容では、変更しなければならぬ客観的な理由に基づくものでなく、住民として到底理解納得できる説明でない。私以外の多くの出席者も同様の意見であった。原案説明会の前までに住民が納得できる説明を行ってください。	意見者B意見番号1に対する市の考え方が変更理由となります。なお、都市計画法第17条に基づく案の縦覧と案への意見書を提出する機会がこれからのスケジュールでは予定されています。この意見書の意見の要旨と市の案がむつ市都市計画審議会で審議されることとなります。	変更なし

## 平成25年 むつ都市計画道路の変更 素案への意見と市の考え方

意見者	意見番号	意見の要旨	市の考え方	対応方針 (原案への反映)
C	3	3・4・6号大曲中央線と旭町への市道が接続する箇所における交通事故が多く危ない地点については、数年後の計画道路に合わせて改善すると説明していましたが、すぐに対策を取らなければならないと思います。特に通学道路でもあると認識しているとか。これだけ安全が叫ばれている現在、特に子供に関すること、早急に対応するべきと思う。	ご意見のとおり、市としても交差点の改善は必要と考えていますので、横迎町中央2号線の都市計画事業に速やかに着手し改善を目指したいと考えています。	変更なし
	4	中央町の交差点とアスティ側の交差点の混雑具合を考慮し、中央町交差点側に接続位置を変更する理由については、道路完成後、アスティ側に向う車両が明らかに多くなるのなら、中央町交差点側に近くする(変更素案)のが理解できる。しかし、混雑状況を客観的に説明してもらえず納得できない。再度、客観的な数字をもとに説明して下さい。	意見者B意見番号1に対する市の考え方が変更理由となります。本路線の整備目的は、市役所本庁舎の防災機能の向上のための新たな接続幹線の構築であり、都市計画マスタープランにおける都市の将来像の達成のためです。そもそも交通混雑の解消を目的とする客観的な混雑状況に関する数値について持ち合わせておりません。	変更なし
	5	東北電力の高圧鉄塔の件もむつ市の説明では納得できない。法律違反?届出を忘れていた東北電力の責任?青森県の責任?まさか、むつ市の責任になるのですか?	鉄柱(高圧鉄塔)は工作物であり、都市計画法第53条に基づく許可は不要となります。また、鉄柱建設においては景観条例に基づく届け出とされており、景観に配慮するための条例であり、立地制限を課すためになっていません。また当時の景観条例は景観法によらない条例であるため、罰則規定は設けられていません。本素案においては鉄柱は支障物件になっていません。	変更なし
D	1	市役所の防災出入り口の補完と分散や、朝夕通勤時の渋滞緩和、周辺の将来土地利用への対応として、市役所東側に、国道338号むつバイパスと横迎町中央2号線を結ぶ補助幹線道路を追加してみても如何か。なお、信号機の設置はせず右折レーンの確保は必要と考えますが周辺交差点を含めてシミュレーションされては如何か	横迎町中央2号線と市役所本庁舎駐車場を結ぶ連絡道路の整備は検討中です、都市計画変更が決定後、速やかに都市計画事業に着手し、併せて連絡道路の整備を進めることとしています。なお、横迎町中央2号線と国道338号むつバイパスを結ぶ補助幹線道路については、今後の都市基盤づくりの中で必要に応じて検討されていくものと考えています。	変更なし
空欄				